

境界確定協議書交付までの流れ

項目	主な事務内容
事前相談	<ul style="list-style-type: none"> ・申請にあたり、下水道課と事前相談を行って下さい。 ・下水道課にて申し出地の特定や、境界等の考え方について確認するとともに、今後の手続きについて説明を行います。 <p>※ 事前相談にあたり、図面等をお持ちいただくと幸いです。</p>
境界確認及び境界確定協議書の交付申請書の提出(1部)	<ul style="list-style-type: none"> ・境界確認及び境界確定協議書の交付申請書の提出に基づき、下水道課窓口にて各添付書類を確認します。 ・境界確定協議を締結する隣接地権者を下水道課と申請者等双方で確認します。
現況実測平面図(想定境界図)の再確認	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された現況実測平面図(想定境界図)について、事前相談等にて確認を行った境界等の考え方を踏まえ、下水道課と申請者等双方で再確認を行います。
立会い	<ul style="list-style-type: none"> ・現況実測平面図(想定境界図)を基に申請者等において現地立会いを行います。 ・立会いにあたり、原則現地にあらかじめ仮杭等を設けて下さい。ただし、第三者の構造物等の破損の恐れがある場合は下水道課へご相談下さい。
関係地権者の同意	<ul style="list-style-type: none"> ・立会いにて確認した位置で同意が得られましたら、下水道課に境界同意報告書(関係土地地権者同意確認一覧表を添付)を提出して下さい。
境界標の設置及び境界確定図の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者等は立会いで確認した位置に境界標を設置するとともに、境界確定図を作成し、下水道課の確認を受けて下さい。
境界確定協議書及び必要書類の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・境界確定図について下水道課の確認が得られましたら、境界確定協議書(申請者及び関係隣接地権者の署名、押印をしたもの)を作成し、必要部数を下水道課へ提出して下さい。 ※日付は空欄でお願いします。 <p>※併せて必要書類を提出して下さい。</p> <p>(・写真(全体写真、境界の遠景近景、引照点等)、 ・関係権利者の確認資料(戸籍、住民票など))</p>
境界確定協議書の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・日付、管理者名を記載し、交付します。
<p>○申請から確定協議書交付までの平均所要期間は概ね2～3ヶ月程度ですが、境界確認の内容や申請状況(受理件数)及び境界立会いの混雑状況により変動しますので、予めご了承下さるようお願いいたします。</p>	